

千葉県告示第184号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

令和3年3月24日

千葉市長 神谷 俊一

【訪問看護事業者】

名称	住所	指定期間
東千葉駅前訪問看護ステーション	千葉市中央区要町1-8 栗山ビル503	令和3年2月1日から 令和9年1月31日まで
訪問看護ステーションあやめ 誉田	千葉市緑区誉田町2-24- 128 グリーンハイムⅡ20 1号室	令和3年2月1日から 令和9年1月31日まで